## 処分基準整理票

たが金十世工が					
処分の内容		遺跡発見時の現状変更行為の停止、禁止命令			
根拠法令及び条項		文化財保護法第96条第2項			
	□ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) ■ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第2号に該当)				
処分基準	公表	■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第	号に診	亥当)	
	【内容】	(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)			
	護するため そのため	定理由とに文化財に与える影響は相違し、日本国民共通の財産であることがは、個々の事例について適切な判断をする必要がある。 お、画一的な基準を設定することは困難であり、また、設定した合理的な基準とはなり得ないため。			
処 分 基 準 設定年月日		年 月 日 処 分 基 準 最終変更年月日	月	日	
所管部署		蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課			
備考					

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。